

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集結果について

令和3年10月5日
財務省
文部科学省
経済産業省
国土交通省

令和3年8月18日（水）付で「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（案）」等に対する意見募集を行ったところ、2件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方を、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

1. 実施期間等

（1）意見募集期間

令和3年8月18日（水）～令和3年9月16日（木）

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）及び財務省ウェブサイトに掲載。

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、FAX 及び郵送。

2. ご意見の総数

2件

3. 寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

（別紙1）のとおり。

4. 本件に関するお問い合わせ先

財務省国際局調査課投資企画審査室
電話番号：03-3581-2279

1. 寄せられたご意見及びご意見に対する考え方

| 番号 | 寄せられたご意見 | ご意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>「レアアース等の重要鉱物資源の安定供給を確保し、サプライチェーンの脆弱性の克服等を図ることは、経済安全保障上重要な課題」であることを踏まえての改正でしょうが、いかに安定供給先を確保するか、具体策はあるんでしょうか？海底資源の開発？</p> | <p>レアアース等の重要鉱物資源の安定供給の確保に向けては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）による資源探査、リスクマネー供給、レアメタル備蓄制度の整備等に取り組んでいます。</p> <p>また、我が国の領海・排他的経済水域等に賦存する国産海洋鉱物資源について、海洋基本計画及び海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、資源量の把握、生産技術の確立等の取組を推進しているところです。</p> |
| 2 | <p>全世界的な気候変動対策により、グリーンエネルギーやEV化への進展は急速に進み、必要なレアメタル類の需要も大きく伸びることが想定される。そのような状況における、外為法告示改正案に基本的に賛成するものである。ただし、産業が必要とするレアメタルは高純度の金属又は金属化合物の形態であり、経済安全保障上の観点から俯瞰すれば、鉱業だけではなく不純物を取り除き必要な金属を取り出すための精錬業も含めたサプライチェーンの強靱化が必要と言える。よって、規制対象業種には金属鉱業だけでなく、精錬業も追加するべきである。</p> | <p>外為法は、対外取引自由を原則としつつ、必要最小限の管理調整を行う観点から、告示で指定する一定の業種を営む企業に対する対内直接投資等又は特定取得について、事前届出を求めています。</p> <p>今回の改正は、重要鉱物資源の安定供給を維持・確保等する観点から事前届出が必要となる業種を追加するものです。頂いたご意見は安全保障上の環境変化などの状況に応じた今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p> |

2. その他意見募集を行った案からの変更点

○対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示等について、下記のとおり変更し、技術的な修正を行いました。

(傍線の部分は変更部分)

| 告示名 | 号 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|--|---|
| 対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示 | 八 | 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種 | 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、 <u>同項</u> 第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種 |
| 対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示 | 八 | | |
| 対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示 | 十 | | |
| 対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示 | 七 | | |